

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

令和6年（2024年）9月18日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

(理 由)

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により後期高齢者医療に係る被保険者証が廃止されることに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更するに当たり、関係市町村と協議するため、本案を提出する。

(別 紙)

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のように変更する。

(1) 第4条を次のように改める。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

(2) 第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

(3) 別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。